

「分電盤の点検に行きます」の 電話から始まる勧誘に注意！

内容 電力会社から委託されたという業者の点検後に交換工事を契約したが、うそだった契約している電力会社に委託されたという業者から「分電盤の点検をする」と電話があった。昨日訪問してきて、点検後に「分電盤が古いので漏電する可能性もある。危険なので交換した方がいい」と言われた。漏電したら困ると思い、約23万円で契約し、数日後に工事予定だ。念のため、契約している電力会社に確認したところ「この業者は当社とは関係ない」と言われた。不審なので解約したい。（90代 男性）

その他、以下のような相談も寄せられています

- ・不安をあおられ分電盤の交換契約をしたが、高額なのでやめたい。
- ・漏電による火災は保険が下りないと言われ、不安になり契約した。
- ・分電盤は15年で交換することが法律で決められていると言われ、契約してしまった。

消費生活センターからのアドバイス

電話等で点検を持ち掛ける業者には、安易に点検させないようにしましょう。

- ・点検をきっかけに、過度に不安をあおられたり、契約を急がされたりなど、勧誘トークに乗せられ望まない契約を結んでしまう可能性があります。
- ・業者の方から電話等で点検を持ち掛けてきても安易に応じず、周囲の人に相談したり、業者を調べたりして慎重に対応しましょう。

点検させたとしても、その場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。

- ・点検の結果、分電盤やブレーカーの交換が必要といわれても、その業者の話だけを聞いてその場ですぐに契約しないようにしましょう。
- ・分電盤の状況を確認したい場合には、管轄の電力会社(一般送配電事業者)等、地域の電気工事業工業組合等に相談しましょう。
- ・分電盤の交換を検討する場合は、複数の業者に見積もりを取り、機能や価格を十分に確認した上で契約しましょう。

クーリング・オフができる場合があります。

- ・点検した業者と契約した場合でも、特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。

4年に1回の無料法定点検について、日頃から確認しておきましょう。

- ・法定点検は無料であり、調査員証を携帯した登録調査機関の調査員が点検を行います。
- ・法定点検では、点検後に調査員が工事の契約を持ち掛けることはありません。
- ・不在の場合は、屋内の分電盤等は点検せず、屋外のみとなりますので、注意が必要です。
- ・分電盤は経年劣化により故障する可能性があり、故障のしかたによっては、火事等の大きな事故につながるおそれがあります。まずは法定点検をきちんと受けましょう。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ)

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付] 平日(月~金) 9:00~12:00、13:00~17:00





「分電盤の点検に行きます」の ☎電話から始まる勧誘に注意



トラブルにあわないために

- 電話等で点検を持ち掛ける業者には**安易に点検させない！**
- その場では**契約せず**、十分に比較・検討する！
- **4年に1度の法定点検**について日頃から確認しておく！
- **困った時は消費者ホットライン188へ相談する！**

